

施設		認定	利用料		特記事項
幼稚園	移行しない園 (新制度対象外)	なし	今までどおり園が決める額		年2回、就園奨励費が支給される。
	移行する園	【1号認定】 4時間(教育標準時間) を利用	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p>保護者の所得に応じた額</p> <p>(応能負担)</p> <p>新制度では、利用料の算定において、所得税ではなく<u>市民税所得割課税額</u>を使います。</p> </div>	月々の利用料が、25,700円を上限とした応能負担となります。	就園奨励費は支給されませんが、新制度では保護者の負担額は、今までと変わらない額になります。
認定こども園	幼稚園型 (3～5歳)	【1号認定】 4時間(教育標準時間) を利用		4時間の教育標準時間を利用する場合は移行する幼稚園と同様に、保育時間を利用する場合は保育園と同様に、それぞれ応能負担となります。	
	幼保連携型 (0～5歳) ※園によって異なる	【2号・3号認定】 8時間(保育短時間) 11時間(保育標準時間) を利用			
保育園		【2号・3号認定】 8時間(保育短時間) 11時間(保育標準時間) を利用		今までと大きく変わらないよう利用料を設定します。	保育の利用時間によって、利用料が異なります。
保育ママ (家庭的保育者)		【3号認定】 8時間(保育短時間) を利用		市が一律で決める42,000円ではなく、応能負担となります。	